

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 7年度留萌南部署【達布地区その2】保全整備造林第5号
- 2 事業場所 留萌南部森林管理署 1191 林班に小班ほか
- 3 事業量 地拵 10.14ha
 コンテナ苗植付 10.14ha
 根踏 3.16ha
 下刈 19.54ha
 機械下刈 4.63ha
 つる切 34.00ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
 令和8年11月13日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
 金 円也)
 [注] () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
 (適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	分の 以内
×	中間前金払	第35条第4項
○×	部分払	回以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項 別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	留萌市沖見町2丁目71番地1		
		分任支出負担行為担当官		
	氏名	留萌南部森林管理署長 藪 弘道	印	
請負者	住所			
	氏名		印	

特約事項

- ① 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ② 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ③ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ④ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。
- ⑤ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

特記仕様書

7年度留萌南部署【達布地区その2】保全整備造林第5号について下記の事項定める

記

1. 1165へ林小班の下刈については、次のとおりとする。

(1) 使用する機械等について

プルーリストの使用機械が「特殊草刈機」と記載のある場合は、乗車型草刈機もしくは遠隔操縦式草刈機により刈払うこと。

大型機械等による下刈については、今後も技術の定着が必要であることから、プルーリストに「特殊草刈機」と記載があった場合でも、自社でバックホウをベースマシンとしたクラッシャを所有しており、これにより設計図書の内容に沿った下刈が効率良く実施できると判断され、使用を希望する場合は協議により契約内容の変更に応じることとする。事業計画書の提出前までに発注者へ提案すること。

(2) 実行にあたっての留意事項

- ① 刈払いが必要な幅にもかかわらず、何らかの理由により一定の面積について、大型機械等で刈払いできない区域がある場合は、事前に発注者へ協議すること。
- ② 植栽木の成長に影響がない場合であって、使用する機械の刈幅により残幅を設定することが作業の効率化・省力化に資する場合は、事前に発注者へ残幅の設定を提案すること。
- ③ 現地での具体的な作業方法等については、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。
- ④ 現地検討会及び功程調査（時間計測、聞き取り調査及びビデオ撮影等）の対応が生じる場合は協力すること。

2. 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板等に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

(1) 工事看板等の記載内容

次の記載文章例を参考に簡潔に記載することとする。

(記載例) 健全な森林づくりのため〇〇（地拵/植付/下刈）を行っています。

国土強靱化対策事業

(2) 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要とし、これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

3. 協定苗木の使用について

植付作業で使用する一部（又はすべて）のコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社石田農園 北海道夕張郡長沼町東5線北14 TEL：0123-89-2254	トドマツ	1号（300cc）	10,600本

事業内訳書

コンテナ苗植付

7年度留萌南部署【達布地区その2】保全整備造林第5号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
滝下	1191 に	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	11.68	2.99	3,100	2	1.5	1.9	1	R8.9.14	R8.11.13	
滝下	1191 ほ	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	4.23	1.57	1,600	2	1.5	1.9	1	R8.9.14	R8.11.13	
滝下	1192 は	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	9.19	2.82	3,000	2	1.5	1.9	1	R8.9.14	R8.11.13	
滝下	1192 に	改植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	7.94	2.76	2,900	2	1.5	1.9	1	R8.9.14	R8.11.13	
		改植 コンテナ苗植付 計		33.04	10.14	10,600							
		滝下 計		33.04	10.14	10,600							
合計				33.04	10.14	10,600							

事業内訳書

機械下刈

7年度留萌南部署【達布地区その2】保全整備造林第5号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積(ha)		作業仕様				作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路 (m)	から	まで	
滝下	1165 へ	人工林 機械下刈	4.63	4.63	筋刈	3.4	0.6		R8.6.1	R8.8.31	特殊草刈機
		人工林 機械下刈 計	4.63	4.63							
		滝下 計	4.63	4.63							
合計			4.63	4.63							

事業内訳書

つる切

7年度留萌南部署【達布地区その2】保全整備造林第5号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		作業仕様			作業期間年月日		備考	
				区域	実行	区分	除伐 ha本数	つる切 ha本数	立木伐倒 ha本数	から		まで
達布	1064 い	人工林 つる切	トドマツ	2.15	1.67	単独		200		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 ろ	人工林 つる切	トドマツ	6.32	5.90	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 は	人工林 つる切	トドマツ	2.12	2.12	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 に	人工林 つる切	トドマツ	2.50	2.50	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 ほ	人工林 つる切	トドマツ	4.91	4.25	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 ち	人工林 つる切	トドマツ	6.00	5.49	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 ぬ	人工林 つる切	トドマツ	4.95	4.95	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 る	人工林 つる切	トドマツ	7.75	6.87	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
達布	1064 か	人工林 つる切	トドマツ	0.25	0.25	単独		250		契約締結日の翌日	R8.11.13	
		人工林 つる切 計		36.95	34.00							
		達布 計		36.95	34.00							
合計				36.95	34.00							

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。